

# 健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和6年12月12日（木）  
午前10時02分～午後1時10分  
場 所： 第一委員会室

出席委員 (6人)	委員長	藤原 マサノリ	副委員長 委員 委員	池田 けい子
	委員	藤條 たかゆき		折戸 小夜子
	委員	しのづか 元		きりき 優
	議長	三階 道雄		
欠席委員 (1人)	委員	池田 桂		

出席説明員	健康まちづくり担当部長	堀 仁美		
	健康まちづくり担当課長事務取扱			
	健康福祉部長 (兼)福祉事務所長	伊藤 重夫	保健医療政策担当部長	本多 剛史
	福祉総務課長	松崎 亜来子	生活福祉課長	関 隆臣
	健康推進課長 (兼)健康センター長	金森 和子	保険年金課長	河島 理恵
	高齢支援課長	五味田 福子	障害福祉課長	平松 渉

## 案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第105号議案 多摩市手話言語条例の制定について	可決すべきもの
2	所管事務調査 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援について	継続調査
3	意見交換会について	了承
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例推進会議の設置について	健康推進課
2	こども家庭センター開設に向けたスケジュール（報告）	健康推進課 子ども家庭支援センター
3	学校法人日本医科大学多摩永山病院の状況について	健康推進課
4	多摩市国民健康保険運営方針について	保険年金課
5	令和7年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について	保険年金課
6	多摩市民生・児童委員 友愛フレンズ事業について	福祉総務課
7	生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
8	成年後見人等報酬費用助成に係る要綱改正の方向性について	福祉総務課
9	新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業費等の概要と実績について	福祉総務課
10	令和6年度上半期（4月～9月）生活保護相談・申請状況等について	生活福祉課
11	多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について	高齢支援課
12	内閣府S I P 移動支援モビリティの実証実験について	企画課 高齢支援課 道路交通課
13	旧厚生荘病院用地への特別養護老人ホームの移転・建替えについて	高齢支援課 健康推進課

午前10時02分開議

○藤原委員長 たいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

○藤原委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第105号議案多摩市手話言語条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、第105号議案多摩市手話言語条例の制定についてご説明をさせていただく。担当課長の平松障害福祉課長から説明をさせていただく。

○平松障害福祉課長 それでは、案件1の資料の1つ目の資料、「多摩市手話言語条例の制定について」という資料からご覧いただければと思う。

まず条例の趣旨である。繰り返しの部分もあるが、手話を言語として明示した「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」に基づく手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境づくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に寄与することを目的として、多摩市手話言語条例を策定したいと考えている。

主な内容のところであるが、前回9月の常任委員会でも少し説明させていただいたところになる。基本理念の部分や、市民の役割、市、事業者及び聴覚障がい者関係団体等の責務を定めている。また、施策の推進に当たって踏まえるべき事項、財政上の措置というところで項目を設けて記載をしている形になる。

これまでの経緯と今後の予定のところであるが、これまでの経緯として、令和5年10月に当事者の方、公募市民、学識経験者の方を含む多摩市手話言語条例検討会を開催して検討を開始したという形になる。令和5年10月から11月に向けては市民アンケートを実施した。令和6年2月と5月には検討会を開催し議論を進めているところになる。また、令和6年7月、健康福祉常任委員会の皆様に勉強会の機会をいただきありがとうございました。様々ご意見をいただき、勉強会を開催させていただいた形になる。また、

検討会も開催し、条例素案を検討してきたという形である。令和6年8月から9月にかけてパブリックコメントを実施し、広くご意見を頂戴している形になる。令和6年10月には検討会を再度開催し、パブリックコメントを踏まえた条例原案を検討してきた。また、令和6年11月には庁内で検討結果をもとに条例原案を決定し、本日出させていただきます。

今後のスケジュールについては、議会でお認めいただければ1月に条例施行ということで進め、3月8日に理解促進イベント「多摩市手話言語条例制定記念 耳の日フェスタ」を開催する予定となっている。

次の資料を見ていただければと思う。パブリックコメントの部分をご説明させていただきたいと思う。パブリックコメントに対する市の考え方というところであるが、先ほど説明した8月から9月に実施したもの、提出者が3名で、3件のご意見をいただいた。

1つ目から少し簡単にご説明させていただきたいと思うが、1つ目の意見は、全体に対する意見になる。様々、要約すると、ろう者の役割が明確に示されていないのではないか、ろう者の役割をもう少し明確に記載したらどうかというご意見をいただいた。こちらに関しては本条例で定義されている「ろう者」は市民に含まれているところがあるので、第4条「市民の役割」の中で、市民としての役割を持っていただいているという整理になる。こちらでご意見いただいているろう者にも一定の役割があることを明記すべきというのは重要な視点であると認識しているところであるが、ろう者の方だけに特化した役割をつくるのはどうかということもあるので、いただいた趣旨を踏まえて、逐条解説でもその辺を丁寧に解説し、ろう者の方を含む市民の役割がわかりやすくなるように周知啓発していきたいと考えている。

また、2つ目のご意見になる。2つ目のご意見は中段ぐらいであるが、難聴者・中途失聴者が使うことの多いいわゆる日本語手話はこれには含まれないのか、手話でないと言われるのかというようなご意見である。こちらに関しては、本条例では手話は日本手話と今パブリックコメントをいただいている日本語対応手話は分けて考えてはいないということで、どちらも一つの言語であると認識しているというような回答となっている。

次に、3番目、施策の推進というところで、手話通訳の養成が必要であるということ、災害時におけるろう者への情報提供、災害時における手話で意思疎通できる環境が大事であるということで、条項に含めてはどうかというご意見

見をいただいている。こちらについては、市の考え方のところであるが、まず手話通訳者の養成については、第8条の第1項第5号で手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ることというのがあり、この育成というところに養成する意味合いも含まれているということで整理をしている。また、災害時に手話で意思疎通ができる環境というのは重要な視点であると認識しているところであるが、本条例の趣旨がそもそも手話の使用しやすい環境の整備を目的としており、第8条の第1項第3号で、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ることということで包括的な記載をしているということで、追加して特記はしていないような状況になっている。

最後の資料、案件1の修正前と修正後というところで、9月に見ていただいた素案から原案への変更箇所に対照表を見ていただければと思う。いずれも市の法制部門と調整して、文言の調整、テクニカルな修正を行ったところであるが、簡単にご説明させていただければと思う。

まずは1ページ目の前文の後段である。「そして」というのが付いたところになるが、網かけ部分、前文のほうが条例の本体の部分と比べて少し柔らかい表現になっているので、柔らかい表現に合わせた記載に修正したということで、内容の修正では行っていない形になる。

また、2ページ目、定義のところの市民の定義である。こちらは自治基本条例の定義に合わせて少し修正を加えている。また、第3条の基本理念の(2)のところについては、ほかの書き方に合わせて「表情等を組み合わせて」ということで、ほかで使っている記載に合わせたものと、第3条のところについては、第4条で出てくる表現と合わせた形で、第3条が先に来ているので、第4条の部分をこちらの第3条のところに出して、第4条はこれを引用する形の記載にしたという内容になる。また、最後の第8条の施策の推進のところにおいては、語尾をそろえて「図る」や「こと」で終わるような形で文言整理を行わせていただいたという内容になる。

以上が、素案から原案への修正点という形になる。ご審査のほどよろしく願います。

**○藤原委員長** これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。池田けい子委員。

**○池田（けい子）委員** しっかりと議論を尽くした条文であるので、その内容についてというわけではなく、確認をさせていただき意味でお聞きしたいと思う。第6条に「事業者の責務」とある。市民は「役割」、市は「責務」になっている。事業者の「役割」ではなく「責務」とした経緯

というか思いをお聞かせ願えればと思う。

**○平松障害福祉課長** こちらの「事業者の責務」については、協議会でもやはり議論になったところである。我々の協議会での議論となるが、障害者差別解消法が合理的配慮の義務化としている中で、事業者の方が負う責任というのは今までより強くなっているのではないかとということで、やはり「責務」というような記載にしていくべきだろうという趣旨でなったところである。一方で、合理的配慮の義務化としての責務の部分とこの条例に記載する内容とはバランスを取らなければいけないところがあるので、文言をいろいろ検討したところではあるが、内容については「市が推進する施策に協力するよう努めるものとする」とし、そうしたところで事業者の方ももちろん責務として重要な役割を担いながらも、法の趣旨も踏まえた内容としてバランスを取っているような形になる。

**○池田（けい子）委員** あと、パブリックコメントではなく市民の意見の中に、学校教育に関する意見もあったと思う。記載をしっかりとしてほしいというようなこと。市側は第8条第1項第4号の「全ての市民に対して」というところで統一というか整理をされたのかと思うわけであるが、他の自治体の条例には「学校で手話を学ぶ機会の提供」というような一文が入っていたりするところもあるわけである。実は先日この委員会でオンライン視察を行った福岡市でユマニチュードを学んだのであるが、そのときにその学校全体でこのユマニチュードを必須としていることに大変共感を得たのであるが、学校で取り組むとなると行政の本気度というか力の入れ具合を非常に感じたというのが正直なところで、学校によってこれを取り上げたり取り上げなかったりというのは少し違うかと思うので、条例を推進していく所管として今後教育委員会への積極的な働きかけをどのようにしていくのか、お考えがあったら伺いたいと思う。

**○平松障害福祉課長** 今、委員が言われるように教育でのご意見というところは、市民アンケートでも協議会でもいただいたところである。こちらについては、教育の部分で手話を学んでいくことは非常に重要であるということで議論はしながらも、先ほどいただいたように「全ての市民に対して」という部分で表現としては整理されているような形になる。現在こちらの部分での学校への働きかけについては、「障がい者と共にひとときの和」であったり、「心つなぐ・はんどぶつく」を直接手話ではないが学校のタブレットで見られるようにするという働きかけを行っているところであり、我々所管課としても教育部門との連

携は非常に重要だと認識している。今後教育部門との調整の中では、記載としてはこのような形になったが、障害福祉課としても教育部門としっかり連携をして、教育部門でも手話の周知・啓発に取り組んでいただけるよう連携を進めていきたいと考えているところである。

**○池田（けい子）委員** あと2点あるが、明年はデフリンピックが東京大会として日本で初めて開催される。その直前にこの条例ができるというのは大変意義あることだと思うし、手話への理解促進、市民への周知啓発という意味でも実は大変大きなチャンスだと思うわけであるが、制定後の取り組みについてというところで、全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保するということがあり、手話講習会や先ほどご説明があった「障がい者と共にひとときの和」というのがあるが、昨年秋に行われたアンケートの状況も見ながらしっかりとこの結果を展開していくと言われていたわけであり、3月に耳の日のイベントの開催が予定されてはいるが、それにとどまることなく、イベント一回で終わるのではなく、また手話講習会だけではなく、次年度は条例の周知啓発も含めて一般市民へしっかりと手話を学ぶ機会を講習会以外でもつくっていかなければいけないのではないかと思うが、その辺の取り組みについて伺いたいと思う。

**○平松障害福祉課長** 言われるとおりに来年度デフリンピックが行われるということで、そのデフリンピックの周知も大事ではあるが、デフリンピックで機運が盛り上がる中、こうした手話言語条例という部分での周知啓発の取り組みを進めていきたいと思っているところである。周知啓発のところ、デフリンピックに関しては、もちろんスポーツ部門とも連携しながらになるが、3月8日の理解促進イベントでも、こちらの耳のフェスタで講演会や映画の上映を予定しているが、このデフリンピックに関する部分も取り込んでいきたいと思っており、そちらでも連携をしながらしていきたいと思う。また、来年度デフリンピックが行われる中で、やはり市民の方へ周知啓発に積極的に取り組んでいければと考えているところである。

**○池田（けい子）委員** これで最後にするが、手話言語条例だけではなく全ての条例においてそうであるが、条例制定後がやはり大事だと思っている。この条例の内容をしっかりと施策に反映させて計画的に具体的に推進していかねばならないと考えると、そのための推進プラン、あるいは推進計画、いわゆるロードマップのようなものをしっかりと選定していかねばいけないのではないかと私は考えるが、その辺のお考えを最後に伺いたいと思う。

**○平松障害福祉課長** まさに条例はつくって終わりではなく、その後の取り組みが重要である。いただいた推進プランの計画策定自体は現在のところ予定していないが、市の障害福祉課で行っている自立支援協議会で進捗確認を行いたいと思う。何よりも関係団体の方とは年間で打ち合わせの機会を設けているので、特に当事者の方がどのようなところを課題と感じて進めていきたいのかについてそこでご意見いただきながら取り組みを進めていきたいと考えている。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。折戸小夜子委員。

**○折戸委員** 1点だけお聞きしたいと思う。手話言語条例をつくっていくことには賛成である。もう一つ、そこに非常に大きな役割を果たしていくのは手話通訳の方だと思う。その方たちの養成も非常に大事なことである。ただ、私が知っている手話通訳の方の健康状態というか、手話通訳というのは目で見て聞いてすぐに頭を回転させて伝えるわけではないか、そうすると右脳が非常に発達するというか神経がそこに集中して、手が上がらなくなったり肩が痛くてしようがなくなるというような、ある面では職業病的な要素が出ているというのは多分皆さんご存じかと思う。手話通訳を要請する時のこと、それから手話通訳になった人たちに対する健康保持、あるいは健康を害したときへの対応、そういったことについて今までどのように考え方をまとめて出していたのか。もちろん、この条例を施行して実施していく中でいろいろ深めたり広げたりすることも大事であるが、基本的には通訳者の方の健康をきちんと維持することを確認しながらやっていくことが大事だと思うが、その点をお伺いしたいと思う。

**○平松障害福祉課長** 委員が言われるとおりに手話通訳の方については、当然今おられる方はお年を召されるということもあるし、新しい方も入っているところであるが、身体的な部分も含めて影響があることも認識している。障害福祉課では、頸肩腕健診ということで手話通訳の皆さん方に毎年健診を受けていただいているような形になる。実施していただける医療機関が少なくて一時期少し途切れてしまった期間はあったが、現在また再開して医療機関とも調整しながら皆さんに健診を受けていただいている。言われるように手話通訳者の方の活動環境も、やはり非常に重要なところかと思っている。手話通訳者の方とも意見交換の機会を毎年設けているので、ご意見をいただきながらそうしたところの環境整備に取り組んでいきたいと考えている。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。きりき優委員。

**○きりき委員** これは大事な条例だと思っている。目が見

えないよりも耳が聞こえないほうが孤立感が強くて生きづらさが強いと聞くこともある。手話に限定するという事ではないと思うが、ろう者の方の生きづらさがこの条例によって少しでも解消されて、社会参加が促進されればと思う。

一つ確認しておきたいのが、以前も報告があったと思うが、多摩市は市民活動がかなり活発な地域で、この条例によってろう者の方に対する配慮を考えていくときに、場合によってはそれが多少なりとも負担になるというケースが技術的にもあるかと思う。それが少し過剰な配慮を求められることになってしまうと、市民活動が抑制されたり、または逆にろう者の方が社会参加しづらいような環境になることも場合によってはあるかと考える。そのあたりのバランスについて、この条例についての皆さんの見地からいかがお考えか。

**○平松障害福祉課長** 言われるとおり、これは障害者差別解消条例や障害者差別解消法全体でも言えるところであるが、特に事業者の方や市民の方のところで、合理的配慮とはどこまでが合理的配慮で、いろいろやってあげたいという気持ちはありつつもなかなか難しい部分があるときにどうすればいいのかということで、障害福祉課にもご相談をいただくような形になる。案件によりけりでご相談を受けて様々なアドバイスしているところであるが、市でも事業者さんに向けた合理的配慮のためのリーフレットのようなものの作成を進めており、事業者の方向けに手話も含めた合理的配慮の部分をどのように進めていけばいいのか、委員が言われるように確かにそのバランスというところがあるので、そこが少しでもわかるようにリーフレットの作成をしており、今年度作成・配布をしていきたいと考えている。そうしたところを進めながら、案件ごとの相談も丁寧を受けながら、そうした疑問の解消、やりやすい環境づくりを進めていきたいと考えている。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○藤原委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。池田けい子委員。

**○池田(けい子)委員** それでは、第105号議案多摩市手話言語条例の制定について、公明党を代表し、意見を申し上げます。

まず条例制定に向けて多摩市聴覚障害者協会の皆さんをはじめ関係団体各位の皆さんの長きにわたる活動に対して

心より敬意を表するとともに、改めて感謝を申し上げたいと思う。

かつて手話は手まねと蔑まれ、ろう者は差別や自身の尊厳を深く傷つけられてきた長い苦難の歴史がある。ろう教育においては手話の使用を厳しく禁止され、口の動きで相手の話を理解する、また発声する口語法を押しつけられてきた。2006年に国連の障害者の権利に関する条約で手話が言語であることが定義され、日本においても2011年改正の障害者基本法第3条第3項において手話が言語に含まれることが正式に認められた。完全参加と平等を目指し、地位向上、権利擁護、様々な活動を重ねられ、国や行政を動かす活動を全国各地で展開されてきた結果、2013年、初の手話言語条例を制定した鳥取県を皮切りに、今各地で条例が制定されている。手話はろう者が互いにコミュニケーションを図り知識を得、自ら生活を営むために育み大切に受け継いできた文化、財産であり、生きる力、命である。私は、多摩市主催の手話講演会に4年間通い、その中で基礎としてろう者の方々の長い歴史を学ばせていただき、知ることができたことでさらに手話の学習が深まったと思っていることを考えると、学校での手話を学ぶ機会の提供という一文がないことについては残念であり、今後の推進プランや推進計画の制定も気になるころではあるが、来年はデフリンピックが東京大会として日本で初めて開催される。その直前に条例ができる意義は大変あると思う。条例ができて終わりではない。制定されてからが大事である。制定後を大いに期待し、可決の討論とさせていただきます。

**○藤原委員長** ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○藤原委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

なお、本日お越しの聴覚障がい者の方々より写真撮影の許可申請が私にあったので、委員長としてそれを許可しているのご了承いただきたいと思う。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第105号議案多摩市手話言語条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

**○藤原委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、所管事務調査、認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本委員会では、7月に実施した町田市への視察終了後に、市への政策提言等に向けた今後の所管事務調査の進め方について委員間で協議した結果、これまでの調査の成果を整理することに加えて、認知症ケアの技法として近年浸透してきているユマニチュードについても着目し、10月、11月に行政視察を実施し、自治体や教育現場等での先進事例を調査することとした。

まず10月は、23日から24日にかけて、石川県金沢市と富山県富山市へ行政視察を実施した。10月23日の金沢市役所では、オレンジカフェ（認知症カフェ）の事例や、本年7月に開設した認知症地域支援センター等について、金沢市の認知症施策の先進事例について伺った。翌日の10月24日午前には、富山市役所において乳幼児から年配の方まで障がいの有無に関わらず受け入れる富山型デイ・サービスの経緯や特色、行政との連携実施等について伺った。同日午後は富山県立大学富山キャンパスに伺い、富山県立大学におけるユマニチュード教育について、同大学副学長の岡本教授からお話を伺った。同大学は4年間を通じてユマニチュードを学ぶという世界的にも珍しいカリキュラムを導入しており、看護教育の観点から、ユマニチュードの技法の概要や看護現場での取り組みについて貴重なお話を伺った。

続いて11月6日には、福岡県福岡市にご協力いただき、多摩市議会として初めてWeb会議ツールを用いたオンラインによる行政視察を行った。当日は行政における先進的な取り組みとして、福岡市独自のユマニチュードの普及実績だけではなく、認知症の方にもわかりやすいデザインや認知症の人にも使いやすい製品の開発と認知症フレンドリーシティに関する数々の事例についても大変有意義なお話を伺うことができた。

ここまでこのように進めてきたが、今後はこれまでの調査の成果や課題等について整理し、最終報告に向けて協議を進めたいが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申

出をしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第3、意見交換会についてを議題とする。

本件については、今年度下半期の議会報告会または意見交換会については、常任委員会単位で意見交換を行うことが議会運営委員会で確認されたことに伴い、多摩市議会基本条例第15条第3項及び多摩市議会が行う市民の意見の把握等に関する実施要綱第7条第1項に基づく意見交換会を行うことについて協議したいと思う。

それでは、お手元に配付した意見交換会の開催報告及び委員派遣承認要求書（案）のとおり、意見交換会及び委員の派遣について確認する。

日時は令和7年1月20日午前10時から、場所は多摩市議会第1委員会室、対象は多摩市民生委員協議会、目的は、民生委員協議会として、民生委員の担い手不足等の課題をどのように捉えているか聴取するため。経費は0円である。以上の内容で、意見交換会の開催及び委員の派遣について議長に申し出たいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出ることと決定した。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前10時35分休憩

（協議会）

午前10時36分開議

○藤原委員長 ここで協議会に切り替える。

協議会1、多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例推進会議の設置について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例推進会議の設置についてということで報告させていただきます。

まずこの条例であるが、9月議会で議決をいただき、

現在令和7年4月1日施行に向けて準備を進めている状況である。今回この推進会議設置に至った経緯をご説明させていただきたいと思う。

この条例については、皆様からもご意見があったように、つくるだけではなくその後の条例の理念に基づいて施策を確実に推進していく必要があると考えている。その中で、この条例に掲げる基本的施策を着実に進めること、皆様からも目標値を定めて施策の評価をきちんとすべきだろうというご議論をいただいていたところである。それに伴い、今回各関係機関の取り組み状況などを報告評価することを目的として条例推進会議を設置することとした。

2、条例推進会議の役割である。設置の目的は、今お話しさせていただいたように多摩市が進める歯科口腔保健の推進に関する取り組みの評価方法の構築及び取り組み状況を確認しつつ取り組みの評価を行い、施策のPDCAサイクルを推進していくために設置することを考えている。②にある所掌事項については、お話をしたとおりとなっている。③にある委員案であるが、こちらに書いているとおりである。学識経験者であるが条例検討委員会でもお世話になっていた学識の方、歯科医会から2名を想定している。学校関係者というところでは、条例検討委員会では校長先生等に出てきていただいていたが、今回もう少し現場に近い方ということで今調整をさせていただいているのは小・中学校の養護教諭の先生方にそれぞれ出いただくと考えている。幼稚園・保育園それぞれ1名ずつ、社会福祉関係団体関係者としては、高齢者関係の部門からと障がい者関係の部門からそれぞれ1名ずつ出いただくと思っている。あと歯科口腔保健に関係する行政機関の職員から選定というところについては南多摩保健所の歯科衛生士がいるのでその者1名、計9名程度を考えている。④その他である。今後条例推進会議設置要綱を策定する予定にしておき、今年度中に第1回会議を開催したいと思っている。

3番にあるように、第1回目は令和7年2月を予定させていただいている。

4、条例推進会議における評価の流れというところで、次年度7年度以降は、この会議を年2回開催したいと思っている。毎年施策に関連する事業の評価というところで実施させていただく。また、最終的な施策の評価的には、東京都も歯科保健推進計画「いい歯東京」をつくっており、これは6年に一度計画が見直される想定になっているので、そういったところとの比較もあり、6年1

サイクルで全体的な施策の評価をやっていききたいと考えている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。しのづか委員。

○しのづか委員 一点だけ。委員の内訳についての提案になるが、歯科口腔と医療との関係性が結構言われていて、口の健康が体の健康につながることもあるとしたら、例えば歯科だけではなく医師会等、特に日本医科大学さんは結構連携を取られていると聞くので、そういったことも今後は考えられるのかと思うがいかがか。

○金森健康推進課長 今、委員からお話があったように歯と全身の健康には非常に関係があるところである。具体的な施策となると一番多いのは周術期、術前後の関わり、また日々の歯の状態から全身状態の病気が見つかることもあるというのはこちらでも把握しており、条例検討委員会では医科の先生方にも参加をいただいたところである。今回は具体的な施策の評価でどちらかというところと歯科に関係する部門が中心になるかと考えている。医科に関連する部門については必要に応じて連絡を取らせていただき、場合によっては今ご提案いただいたことも今後必要に応じて考えていきたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件2、こども家庭センター開設に向けたスケジュール(報告)について市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 子ども家庭センター開設に向けたスケジュールについてご報告をさせていただく。補正予算でも質疑応答があったかと思う。令和7年4月1日に子ども家庭センター開設予定となっている。そちらに向けてどのようなスケジュールで実施していくのかと、あとここで愛称募集をしようと思っているので、その件についてご報告させていただきたいと思う。

お手元にある資料のとおり、令和6年12月、子ども家庭センター条例改正と12月補正予算に計上させていただいており、今回の健康福祉常任委員会と併せて子ども教育常任委員会でご報告をさせていただくことになっている。愛称募集については12月24日から開始するが、周知についてはたま広報12月20日号で開始させていただきたいと思っている。募集期間は12月24日から令和7年1月11日までの予定にしている。1月20日から、応募作品から5点程度選出させていただいたもので、子ども家庭セ

ンターや健康センターの来館者の方々に投票していただくと思っている。まさしく子ども家庭センターを使う年齢の方々に親しみやすい愛称を選んでいただければと考えている。投票期間は令和7年1月20日から2月3日までを考えている。2月中旬に愛称を決定させていただき、市公式ホームページで公表させていただく予定にしている。なお、子ども家庭センターについては令和7年4月1日から開設としているので、3月末に今の子ども家庭支援センター「たまっこ」から相談部門が健康センターに移り、健康センターの母子保健部門が移って1つの子ども家庭センターという形の事務室を設置する予定としている。

参考に、健康センター1階の間取りをつけさせていただいている。報告は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 愛称を募集するというので、親しみやすいものにするのだと思うが、一方で、行政の名前であるのでほかの行政から見てわかりづらくなってしまうと、他市から転入されてきた方などは子ども家庭センターはどこかと探すようなことになってしまったり、多摩市には子ども家庭センターがないのだというような違うデメリットもあると思うので、そのあたり、できれば子ども家庭センターであることも含めてわかりやすい名前をつけていただきたい。市のお考えを伺う。

○金森健康推進課長 子ども家庭センターであるが、子ども家庭センターは今回2か所になる。今ある子ども家庭支援センターもそのまま残る。今のリフレッシュ一時保育、広場事業、子ども誰でも通園制度などを実施している。今お話ししたような事業については、現在の子どもの家庭支援センターも子ども家庭センターになるが、そのまま残ることになる。そこは今「たまっこ」という愛称があり、これが非常に定着している。「たまっこ」と言えば子ども家庭支援センターのことを皆さん思い浮かべるように定着している。今度また子ども家庭センターが健康センターにもできるというところで、「たまっこ」との違いを明確にするために今回愛称を募集しようとしている。子ども家庭センター「たまっこ」、子ども家庭センター「〇〇」というような形である。国も子ども家庭センターということで話が進んできているので、「子ども家庭センター」という名前はもちろん残す予定にしている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件3、学校法人日本医科大学多摩永山病院の状況について、市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 口頭での報告をさせていただく。日本医科大学多摩永山病院については、今年3月に多摩市内での移転建て替えの検討を終了するという旨の考えが示された。その後、令和6年5月になるが、そうした申し出に対して確認書の解約の申し入れを受け入れるというような回答を市から日本医科大学にさせていただいている。そこまでは議会に報告をさせていただいている。それ以降のところを中心に今日は報告させていただく。

今年の7月になるが、日本医科大学による南多摩保健医療圏構成市向けの説明会が実施された。その説明会の中では日本医科大学の考えとして、南多摩保健医療圏外への移転を考えているという考えが示された。その後、その説明会を受けて多摩市がお声がけをさせていただいたが、南多摩の5市と東京都を含めた意見交換会の場を設置し、個々の自治体がそれぞれ日本医科大学さんに対応するのではなく、南多摩医療圏として足並みをそろえて対応していこうという方向性の確認をし、それ以降断続的に意見交換の場を設けた。その意見交換の場の中で、日本医科大学多摩永山病院については多摩市内で建て替えることが望ましいという意見の一致を見、日本医科大学側と再協議をしようというような方向性の確認をした。併せて東京都の財政支援を引き出すということで、南多摩5市市長連名による要望書を東京都に提出するという動きを今つくっている。それと同時に並行で、今年の10月になるが、知事と市長との意見交換の場があった。その場で阿部市長から東京都側に対し、多摩永山病院の建て替えについて東京都における支援の要望を行っている。また、11月には阿部市長と東京都医師会の尾崎会長と面会し、同じように日本医科大学に対して多摩市での建て替えについて再度検討するよう要望することについて東京都医師会の協力をお願いするような依頼をしている。南多摩5市の考えとしては、多摩ニュータウンの医療を支えるという開設当時の経緯を踏まえ、南多摩医療圏において必要不可欠な存在だということで、再度日本医科大学側に対して多摩市内での建て替えを検討していただくよう今後進めていくということである。報告内容については以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
しのづか委員。

○しのづか委員 粘り強く交渉を続けていただきたい。  
1点確認であるが、私、一般質問でも取り上げたが、立地適正化計画をこれから都市整備部でつくっていくではないか。それに位置づけると、例えば市内での移転であっても国の支援は得られるのか。

○本多保健医療政策担当部長 都市整備部とその辺の意見交換をしており、どういうものが適用になるのかという詳細部分について今都市整備部が国に確認をしているところである。そういうものが使えるのであれば、そういった活用は当然検討していきたいと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件4、多摩市国民健康保険運営方針について、市側の説明を求める。

○河島保険年金課長 それでは、資料が2つあるが、資料にある方針全文については改めてお読み取りいただくようお願いする。資料の概要版で説明したいと思う。

本方針は、多摩市国民健康保険の取り組み方針を定め、安定的な制度運営を目指すことを目的として平成25年度に運営に関する指針として策定、平成30年度以降は東京都との共同運営になったことで東京都の国民健康保険運営方針と整合性を踏まえた内容とし、都の運営方針により策定している多摩市の国民健康保険財政健全化計画の具体的な内容を示す位置づけとなった。今年度から6年間の方針について10月28日に多摩市国民健康保険運営協議会から答申をいただき、この答申を踏まえ本方針を決定した。

概要版の項番1と2については、今説明した内容と重複するので省略させていただく。

続いて、項番4、多摩市国民健康保険の現状となる。被保険者数は昨年度末2万8,004人である。11月末はまだ出ていないが、10月末だと2万7,451人になる。この10月に社会保険の適用拡大があり、今後さらなる減少も考えられるところである。一方で、1人当たり医療費は令和4年度から令和5年度若干下がっているが、高齢化と医療の高度化で増加傾向は続くのではないかと推測している。国民健康保険特別会計の財政状況は、被保険者数の減少により保険税及び国や都からの公費である特定財源収入も減収となるので、財政全体としては縮小していく

ものと見込んでいる。

左側の一番下、項番3、前の運営指針での結果と課題になる。全ての課題は掲載していないが、運営協議会から意見をいただいた項目をピックアップしている。まず被保険者の健康の保持増進では、保険事業、国民健康保険財政の視点としては歳出の抑制といったところになる。昨年度令和5年度の特定健診の受診率は49.3%で0.5ポイントほど上がったが、例年48%前後で推移しており、国の目標である60%には届いておらず、引き続き全世代での健康意識の向上が課題となっている。

次の医療費の適正給付になる。交通事故などによる他人の行為で生じたけがや病気は本来医療保険制度の対象ではない。損害賠償責任を負う加害者側が支払うものであるが、実態とかなり乖離している状況となっている。これについては、全ての医療保険者における課題となっている。

続いて、財源の確保、これは歳入のところになる。保険税率については、前の指針では毎年4%増を基本とするものだったが、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響もあり、指針どおり改定はできなかったということになる。

続いて、右側に目を転じていただいて、項番5、本方針の肝となる財政健全化に向けた方針になる。ご存じのとおり国民健康保険は会社の健康保険と異なり、とりわけ都市部の国民健康保険はフリーランスで働く方、あとは事情によってお仕事をされていない方などが多く加入している。70歳代になるとリタイアされる方が多くなり、多摩市人口に対して国民健康保険加入率が75%になるので、医療費水準が高くなるという構造的な特徴がある。ただ、国民皆保険制度の最後のとりでと言われている国民健康保険の運営の安定化は非常に重要である。そのため、国保財政の安定化、決算補てん目的の一般会計からの赤字繰り入れ解消に取り組む必要がある一方で、被保険者の皆さんの生活も当然ながら、また毎年のように医療保険制度が改正されている。併せて社会経済状況も踏まえるというところで、白丸の3つ目、保険税率については、前回の指針にある4%という具体的なアップ率を明記することはせずに、「計画的に見直す」とした。白丸の最後、「令和18年度の赤字繰り入れ解消を目指す」とした。こちらは国の保険料水準統一加速化プランに示されている都道府県保険料水準統一の最終年度、遅くてもこの年度にと記されているところになる。

概要版の2ページ目を見ていただけるか。右側の4番

目、財源の確保の項目の最後のところになる。国の保険者努力支援制度という特定財源がある。これが保険税とともに被保険者の皆さんの医療費に充てられるわけであるが、取り組み内容や成果に応じて点数化し、その点数によって国から特定財源が交付される。赤字繰り入れ解消については非常に厳しい点数配分となっており、例えば保健事業、検診などをどんなに頑張っても、赤字繰り入れ解消が滞っていると大幅な減点となり、保健事業などの加点分がマイナスとなってゼロになってしまうということがある。

最後のまとめとなるが、今回策定した本方針に基づき、ただ保険税を引き上げるだけではなく、この概要版2ページにあるその他の取り組みから国と東京都の特定財源を着実に獲得し、また、被保険者の皆さんの健康保持増進にも引き続き取り組んでいきたいと考えている。説明は以上となる。

**○藤原委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。きりき委員。

**○きりき委員** 保険であるので、保険料と給付のバランスがやられたらすばらしいと思うので、ぜひできる範囲で検討を進めていただきたいと思う。最近ニュースになっている救急車と選定療養費の関係であるが、多摩市はどのような状況になっているのか、この辺も財源に関わる部分だと思うので教えていただければと思う。

**○本多保健医療政策担当部長** 選定療養の話は今月から茨城県で開始され、不要不急な救急車の利用は選定療養として負担が生じるということで、全国で初めてのスタートになっている。一方、東京消防庁管内はまだそういったところまではいっていないが、状況を見ると軽症のケースが6割7割という状況であり、それも高齢者の方のご利用が非常に多い。ただ、高齢者の方は病院まで行く足がないので救急車を呼んでしまうようなケースもあり、我々としても救急消防を行っている東京消防庁と一緒に適正な利用を根気強く訴えていくしかないかと思っている。その選定療養が今後どのように広がっていくのか注視していかなければいけないか考えているところである。

**○きりき委員** 適正な救急車利用は、財源的なものもあるし、本当に必要な方の命に関わることだと思うので、適正な利用が図られるように工夫していただければと思う。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。藤原委員。

**○藤原委員** この保険料の引き上げの部分で数字をなく

して「計画的に見直しを行う」という文言にしたということであるが、急激な引き上げによる影響を考慮してということは、年4%という数字よりはいかないという前提でのことなのかを確認したい。

**○河島保険年金課長** この後説明する東京都に支払う国保事業費納付金の金額が保険税の財源になるので、当然医療費となるが、東京都全体で見てとなるので、国保事業費納付金が今後もずっと上がっていくのかもしれないか下がるのかで、税率の改定率も変わってくる。そこで赤字繰り入れ額も変わってくるので、まだその見通しが立たないというところで、ある意味「計画的に」という表現にしている。

**○藤原委員** そうすると、例えば国や都からの特定財源が充てられないようなことになった場合に、最悪のケースは4%より大きな数字での引き上げというのもあり得るということか。

**○河島保険年金課長** そういうケースもあるし、あとはこれから説明するが、東京都が示す赤字繰り入れがない標準保険料率というのがあるが、そこを目安に4%以上の場合もあるし、もしくはその前年度よりも下げてもよいという場合もあるし、そこは見通しとしてまだ難しいところがある。いずれにしても、国保事業費納付金と標準保険料率、そして本市の赤字繰り入れ額を単年度ごとに見ていかなければいけないかと考えている。

**○藤原委員** 被保険者数の推移を見ても対象者数がどんどん下がっている中で、引き下げことはなかなか想像しづらい状況である。ちなみに被保険者の方にはフリーランスの方も結構多くおられるとのことであるが、聞いたところで確かな情報ではないが、例えばフリーランスの方が集まって一つの会社のような形態を持ち、国民健康保険から抜けられるようなケースがあることも聞いたが、そういったところは発表されているのか。

**○河島保険年金課長** そういう話が報道ベースではあるが、多摩市で実際にという情報は届いていない。ただ、今国でも言われている厚生年金の事業規模の撤廃等があると、ますます社会保険に替わる方がふえてくるのではないかと考えている。懸念材料として、国民健康保険全体として体力がもつのかどうか非常に心配しているところである。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○藤原委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件5、令和7年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について、市側の説明を求める。

**○河島保険年金課長** それでは、資料をご覧ください。国民健康保険特別会計の中で歳出の65%を占めているのが、被保険者の皆さんが受診し窓口で支払った額を除いた額を医療機関へ支払う保険給付費となる。ご本人負担が3割の場合、7割分となる。平成30年度に国民健康保険が東京都と区市町村の共同運営となって以降、保険給付費は各市区町村が東京都へ納付する国保事業費納付金が財源で、これを納付するための財源が保険税となる。東京都市区町村全体での保険給付費額や被保険者数、国から示される公費の概算額などから翌年度の試算で、例年この時期に仮算定結果が示される。令和7年度の仮算定結果は、資料2番目の表にあるとおり43億7,364万2,000円になる。一方で、下段にある賦課すべき保険料税の必要額の仮算定については41億4,407万4,000円になる。共に今年度よりは減少している。

最初の表を見ていただくと、被保険者1人当たりの納付金額は19万872円、1人当たりの標準保険税額は17万3,747円と、こちらも減少となっている。こちらの減少要因としては、医療費推計のもとになる実績値の伸びが鈍化しており、1人当たりの医療費が9,200円ほど減少している。また、令和5年度の国保事業費納付金の決算剰余金を令和7年度の減算に活用することも、国保事業費納付金の減額要因となっている。

次のページをご覧ください。この仮算定をもとにした標準保険料率は、国保事業費納付金から国都支出金の公費や法定繰り入れを除いて赤字繰り入れが不要となる保険料税率となり、本市国民健康保険の現行保険税率との乖離が赤字繰り入れとなるものである。国保事業費納付金の額の減少により、現行保険税率との差は今年度確定分よりは減っているが、仮算定結果では12.96%、現行は9.38%、均等割額については8万1,878円、現行は5万3,500円で、まだまだ乖離がある状態となっている。年明けに確定した金額が示される予定となっている。この仮算定結果を参考に加えて、さきに説明した国民健康保険運営方針により、本市国民健康保険の令和7年度の保険税率については、今月中に国民健康保険運営協議会に諮問する予定となっている。説明は以上となる。

**○藤原委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○藤原委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件6、多摩市民生・児童委員 友愛フレンズ事業について、市側の説明を求める。

**○松崎福祉総務課長** では、多摩市民生・児童委員友愛フレンズ事業についてご説明いたしたいと思う。本件資料を見ていただいて、今回この事業を開始するに至った目的であるが、皆様ご承知のとおり民生委員の欠員地区が令和6年10月1日時点で30地区ある。友愛訪問、75歳以上の高齢者のみ世帯に民生委員の方に訪問していただく取り組みであるが、そちらの対応ができておらず、民生委員が充足している地区に比べると支援力に差が生じているような状況である。また、民生委員に期待される業務は以前より増加しており、多岐にわたる業務内容の複雑化により民生委員1人当たりの負担が増加しているような状況もある。こういった状況をカバーするために、民生委員の地域における見守り活動に協力する人材を確保しその活動を支援するという事で、独り暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯の生活実態の把握から関係機関と連携し必要な支援を行うことで高齢者の在宅生活の安心を確保したいという目的で、こちらの事業を立ち上げたところである。

事業の概要としては、「多摩市民生・児童委員友愛フレンズ事業」という名称で行いたいと考えている。実施期間は、今回試行実施をさせていただき、令和6年12月から令和7年3月の4か月間取り組みたいと考えている。実施体制としては、まず多摩市健康福祉部福祉総務課の担当2名、そして大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科の飛田和樹専任講師のお力を借り、そちらの飛田ゼミの学生6名、そして多摩市民生委員協議会の代表会長並びに第3地区会長、第3地区の各委員の皆様で取り組んでいきたいと考えている。対象地区は、試行ということで第3地区No.66のエリアで、75歳以上のみの単身世帯で58名の方がおられる。その方々のご自宅に事前に事業の説明のためにお伺いをさせていただき、同意を得られた9人の方々に訪問活動を行っていきたく思っている。

実施の方法としては、2ページ目に入るが、こちらは試行的な実施というところで、対象の学生の皆様には多摩市民生委員友愛フレンズとして登録をしていただき、月1回程度の見守り訪問活動を実施する。学生に関しては、3人1組で世帯を回るという対応をして、バックアップとしてゼミの講師に待機していただき、トラブル対応等々あれば対応していただくという内容である。こちらの実施後、学生からも訪問内容の報告を市にいただき、それを民生委員協議会と共有しながら取り組みを進

めていきたいと考えている。

5番の成果としては、こういった実施により欠員地区の市民の方に福祉的な支援を行うことで支援の手が届くようになる、また学生が訪問活動に取り組むことで高齢者の暮らしを知ったり、委員活動の実態を把握することで実際の地域活動のやりがいや困難さに気づく学びの機会としていただく、また欠員解消の取り組みと並行して地域の力の活用を周知することで民生委員のポジティブな面を広報していきたいと考えており、こういった取り組みで福祉の増進体制を構築していくことを成果として考えているところである。

6番、最後に今後の展望としては、こちらの試行実施の振り返りをしながら事業継続の可否を令和7年度以降に向けて検討していきたいと考えている。また対象エリアに関しては、改めて振り返りをしながら新たに精査していきたいと思っている。あと実施方法の見直しもしながら取り組みを進めていきたいと考えている。本件の説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。折戸委員。

○折戸委員 1点だけお聞きする。この事業に対する経費はどのくらい見積もっているのか。

○松崎福祉総務課長 今回この事業は予算措置なしの試行で、大学側が授業の一環として取り組みにご協力いただけるというところで無償という対応になっている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 予算なしということであるが、苦勞していろいろなアイデアを出されたところは理解するのでこういった事業ができればよいと思うが、いろいろと法的な観点で、例えば守秘義務であるが、授業で扱うということで守秘義務の扱いに関してどうなっているのか、活動中に事故があった場合その保険の対応はどうなるのか、または何か損害が発生したときの責任の所在はどこにあるのか、幾つかクリアしなければいけない感じになるかと思うが、そのあたりのご説明をお願いしたい。

○松崎福祉総務課長 今回守秘義務に関しては、事前に各ご自宅を訪問して事業の説明をさせていただき、まずご本人の同意を得ているところである。また、この取り組みを実施するに当たり、ゼミで協力いただく学生については、福祉学科で福祉の学びをしている学生ということで、改めて守秘義務の遵守というところの学びの機会を持っていただいているところである。また、市からもそういった注意事項のアプローチをしているところであ

る。あと保険に関しては、学生自身にも何かあったらというところがあるので、保険には加入していただいている。あともう1点、事故があった場合であるが、そこも非常に懸念される場所であるので、訪問日に関しては必ずゼミの専任講師が待機する、かつ市も実施日を把握してフォローに当たれるよう対応するという考えで考えている。責任の所在であるが、こちら市の事業企画で実施しているので第一義的には市になるということで対応していきたいと考えている。

○きりき委員 授業の一環ということで、その授業に対してのフィードバックがあった場合に情報をどうやって管理するのかと、保険に加入してもらっているという話であるが、予算措置はなしで個人負担で加入してもらっているのか、もしくは大学の負担で加入してもらっているのか、そのあたりはどのような整理で行われているのか。

○松崎福祉総務課長 まず保険についてであるが、こちらは民生・児童委員協議会として取り組みを承知していただいているので、民生・児童委員協議会から費用を出させていただいている。授業に関しては、こういった内容を授業で活用するのかを事前にゼミの講師とも確認しながら、情報を出せる範囲は市で確認していきたいと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、協議会案件7、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について報告をさせていただく。前回9月議会で報告させていただいたが、それから3か月進んだ内容である。

令和6年度の10月末時点で109人の新規相談者数があったところである。こちらは前回より37名ほど人数がふえており、生活保護へつないだ件数についても13件増加しているところである。相談延べ件数の推移については、令和6年度は全体的に令和5年度よりもやや低い水準で進んでいるところである。

2ページ目、(3)新規相談の内容であるが、新規相談者の課題については、傾向として前回お伝えしたところと変わりなく、収入や生活費に関するご相談が一番多くなっているところである。8月から10月の3か月間の相談

実人数としては37人で、前回の54人と比べてやや少なくなっているところであるが、課題の累計数は89件で一人当たり複数の課題を抱えられているような状況である。

(4)住居確保給付金については、令和6年度が一番下の折れ線であるが、このような水準で動いているところである。

最後の3ページ、4ページ目は、参考としてご確認をいただければと思う。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件8、成年後見人等報酬費用助成に係る要綱改正の方向性について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 成年後見人等報酬費用助成に係る要綱改正の方向性について説明をさせていただく。現在成年後見制度報酬費用助成を実施しているところである。

皆さんご承知のとおり成年後見制度は、認知症や障害などで判断能力が十分でなくなった方の財産管理、契約などを本人に代わって家庭裁判所が選任した後見人などが行う制度である。制度を利用する場合は、本人が後見人等へ裁判所が審判した報酬を支払う必要がある。この費用については、後見人等への報酬について本人が負担できない場合に資産の状況等の要件を満たせば申請に基づいて全額または一部を助成するという成年後見人等報酬費用助成を市でも実施しているところである。この実施に当たっては、現在、障がい者を対象とした多摩市障がい者成年後見制度利用費用助成要綱と、高齢者を対象とした多摩市成年後見人等報酬費用助成要綱の2つの要綱があり、それに基づき助成を行っているところである。

こちらの報酬費用助成を行う中で、今課題が出てきているところである。2番の中で主にマル3つで説明をさせていただくが、高齢者については対象を市長が後見申し立てを行ったものに限定して現在報酬助成を実施しており、本人・家族の申し立てや、かつ財産が乏しいケースでは報酬が確保できないような状況で、後見人候補者が見つからずに後見制度の利用を阻害するような要因が見られている。また、現在本市に住民登録のある者のみを対象としており、介護保険等の市被保険者は対象外という状況がある。これによって、後見利用による他市施設利用契約を予定しているケース等、後見制度の利用が難しい状況が生じているところである。一方で、本市の預貯金額の基準が他の自治体よりも高い状況がある。こ

ういった一部の規定については見直す余地があるような状況が生じている。

こちらのそれぞれの課題を踏まえて、3番に改正点(案)として示させていただく。まずこれら現在の2つの要綱をわかりやすく一本化していきたいと考えている。高齢者と障がい者の給付額の均衡を取るとともに、必要とする方がより利用しやすくなるよう報酬助成の要件の変更を考えていきたいと思っている。

2ページ目に、主に5点挙げさせていただいている。1つ目は、対象要件、現在高齢者のみにある対象を多摩市長が後見申し立てを行った者のみとする制限を廃止したいと考えている。2つ目、住所要件の見直しとして、市外在住の国民健康保険法・高齢者の医療の確保にかかわる法律・介護保険法の多摩市被保険者を追加したいと考えている。3つ目、経済要件として、住民税非課税世帯という要件にしたいと思っている。現在は住民税非課税世帯かつ世帯収入150万円という要件がついているので、「世帯収入150万円以下」の文言を外したいと考えている。4つ目、同じく経済要件で預貯金等の合計額を80万円以下とするという見直しをしたいと考えている。現在は350万円以下という要件である。この基準が近隣市と比較して高額であり、この報酬費用助成の目的には報酬を払えない方を対象とするという趣旨があるので、こちらの減額が適当と考えている。5つ目、支給額、こちらは後見人等への支給となるが、支給月額を障がい者と高齢者で統一させていただき、現在、施設入所者は障がい・高齢ともに1万8,000円、在宅者は障がい者の方が2万8,000円、高齢対応が2万円となっているが、どちらも2万円に合わせたいと考えている。

今後の予定としては、こちらで改正の方向性を共有させていただき、3月に改めて常任委員会で改正内容を共有させていただき、令和7年4月1日から新要綱を施行できればと考えている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 この問題は現場でかなり議論されており、改正を進めるということでも好ましく思っているところである。成年後見制度も今の終身制度から期間限定とするといった議論がされているので、そういったことも含めて慎重にこれからも進めていただければと思うが、1点、この議論の中で今回市長申し立てに限らず制度が利用できるような話であり、それはそれでよいことであるが、多摩市の場合、市長申し立てに

関する期間が長過ぎるのではないかと言われたことがある。そのあたり通常ほかの市がどうかというのはいろいろあると思うが、1年～1年半かかってようやく市長申し立ての実施ができたという話がある。実際にそれを私が見ているわけではないので事実かどうか分からないが、そういった現場の声がある中で、これからも市長申し立ての制度が残るわけであり、市長申し立ての期間や手続に関してあまりに時間がかかるというのは本人の権利擁護には好ましくないことであるので、そのあたり市ではどのように考えているのか、実態の説明も含めて伺いできればと思う。

**○松崎福祉総務課長** 期間が長くかかっているところをご指摘いただき、ありがとうございます。権利擁護の観点を踏まえると、当然申し立ての期間決定まで長くかかるのは改善していくべきと考えている。現在どのようなことでそれだけ時間がかかってしまっているのか現状を十分把握していないところがあるので、権利擁護センターとも十分に話し合いながら進めて改善していきたいと思う。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。しのづか委員。

**○しのづか委員** 4番のところで預貯金の合計額を80万円以下に改正するということであるが、この80万円というのはどこから出てきた数字なのか。

**○松崎福祉総務課長** こちらは、今回要綱改正をするに当たって近隣市の状況を確認したところ、50万円や80万円、生活保護を基準とするということで、各市状況が様々であった。調査した結果、80万円という金額が本人の生活上の費用に配慮した上で妥当ではないかということで採用したところである。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○藤原委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件9、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業等の概要と実績について、市側の説明を求める。

**○松崎福祉総務課長** それでは、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業等の概要と実績について報告をさせていただきます。

今年度、新たな経済に向けた給付金、お一人当たり10万円の非課税世帯、均等割世帯に向けた10万円の給付を実施している。こちらは9月末をもって申請の受け付けを終了しているところである。一番上の【3】【4】と

書いてある表の右側に対象見込み数、支給決定数を記載させていただいているが、3,905名の対象見込み数に対して支給決定数2,372名、不支給者1,533名という状況であった。この不支給決定者が多くなっているのは、未申告の方も中に含み、申告を結果的にされていないということで給付の対象にならなかった方、他市で既に給付を受けられていて多摩市では対象と見込んだが給付の対象にならなかった方、また世帯の中で課税の方がおられて今回の給付の対象にならなかった方ということで不支給の数が少し膨らんでいるところである。

もう1点、定額減税に係る調整給付金を実施しているところであるが、今週頭の補正予算でも若干報告させていただいているところであるが、11月15日をもって申請の受け付けを終了している。年内最終支給に取り組んでいるところであるが、対象者が見込み数として2万2,683名に現在なっている。支給決定できた対象者数としては2万26名である。ただ、こちらは確定の数字ではないので途中経過とさせていただく。現在実施している状況としては、このような形である。

2ページ目には、それぞれの給付金、低所得者支援及び定額減税補足給付金の調整給付の具体状況を記載させていただいているが、(6)は今ご説明をさせていただいたところである。

3ページ目の東京都事業物価高騰対策臨時ぐらし応援事業、こちらも年内まで取り組みが進むということで、現在東京都で受け付け、取り組みを進めているところである。

最後、4ページ目である。(2)令和7年度不足額給付ということで上げさせていただいているが、こちらは本年度実施している定額減税に係る調整給付に関して、所得の変動等がありその給付額が不足していたという方が出てくる場合があるということで、来年度はそういった方々を改めて確認した上で不足を補う給付を実施する予定であるが、現在国からの情報でこちらの給付対象となり得る方を①から④で書かせていただいているが、具体の取り組み内容等がまだ示されていないので、またこちらの詳細がわかったら報告をさせていただければと思う。

前のページに戻って、4、その他の(1)非課税世帯に向けた給付金、こちらは新たな給付金で現在国で予算審議されているところであるが、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に、低所得世帯向け給付金事業が盛り込まれたとこ

ろである。こちらに関しては、冒頭申し上げたとおり住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安として給付金の支援を行う、さらに住民税非課税世帯のうち子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して子ども1人当たり2万円を加算する内容である。具体のところは現在まだ示されていないので、また国の動向を注視しながら準備できるところから進めていきたいと考えている。報告は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件10、令和6年度上半期(4月～9月)生活保護相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

○関生活福祉課長 それでは、協議会資料10をご覧ください。

令和6年度上半期生活保護相談・申請状況等について説明させていただく。

最初のページであるが、相談・申請数で、今年度4月～9月までの相談件数、また申請件数を記載させていただいている。こちらは令和6年度合計389件であるが、これを昨年度とおととの同じ4月～9月で比べさせていただくと、令和5年度が413件、令和4年度が455件で、令和3年度は471件であるが、少しずつ減ってきていると感じているところである。申請については令和6年度121件で、同様に4月から9月で比較すると令和5年度が128件、令和4年度が135件で、僅かながらではあるが減っているところである。

次のページをご覧ください。こちらは被保護世帯、人員、保護率の推移であるが、こちらについても令和5年から令和6年に入ったところでは右肩上がりであると説明させていただいたところであるが、令和6年5月をピークに横ばいというか微減となり、少しずつ減ってきているところである。世帯数でいくと、令和6年4月の段階では2,045世帯ということで説明させていただいた。こちらは資料に記載がないが、10月時点では世帯数が2,043世帯でほぼ横ばいとなっている。

次のページであるが、こちらは前回と同じ資料の東京26市保護率比較で、1,000分の1のパーミルで出しているが、令和5年度の段階では17.3パーミルのところ、今回10月直近のものでいくと16.99パーミルとなっており、17パーミルを多少切っているところではあるが、他市の状況が変わらないので、多摩市の立ち位置は変わらない状況になっているところである。

最後のページであるが、世帯類型別世帯数の推移で、こちらについては変わらず高齢者世帯の方が多く、前回説明させていただいた8050の方等、そういったその他世帯のところが増えているような状況である。説明は以上になる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しのづか委員。

○しのづか委員 これいつも相談と申請の数は出ているが、できれば生活保護から脱したというところを数字として見せてほしい。要は累積して生活保護がどんどんふえていくわけではなく、その方の努力によって生活保護から普通に戻ったというものであれば数字として見られると助かると思う。

○関生活福祉課長 廃止件数についてももちろんこちらでは数字を把握しているので、今後対応させていただきたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件11、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 資料は1つ提出している。今回は多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の中の2つの内容について改正したいということでご報告する。

1、改正の経緯であるが、ア、高齢者人口に応じて、地域包括支援センターに配置する職員の数を現在条例によって規定しているが、今後現在の規定により高齢者人口がふえる見込みのエリアがある。イとして、令和6年4月の介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターにおいて専門職の柔軟な職員配置ができるようになったところがある。これを契機に改正したいというものである。

2、改正の概要であるが、アのところで、地域包括支援センターの職員数について、担当する区域の第1号被保険者数が1万2,000人以上になった場合に対応できるよう表記を修正するものである。イ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。ウ、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域を合算して3職種の常勤職員の員数を配置すれば、当該区域内のそれぞれの地

域包括支援センターは3職種の配置の基準を満たすものとする。ただし、この場合は、1つのセンターに2職種は必須となる。

参考として、真ん中に厚生労働省老健局の資料をつけている。この中において、社会保障審議会の中での、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置については複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当であるという意見を踏まえ、その下であるが、介護保険法施行規則の改正ということで、市町村の判断により複数圏域の高齢者数を合算して3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするものになる。真ん中に円が書いてあるが、左側は現在の状態でABC圏域それぞれ3職種をそろえなさいということから、右側の円になるが、複数圏域で3職種の数がそろっていれば、この中で実情に応じて配置すれば可能であるというような内容になっている。これに合わせて市の条例も改正を考えている。

3であるが、次回の令和7年3月議会に改正についての条例を上程し、4、令和7年4月1日の施行を予定している。説明は以上である。

**○藤原委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。きりき委員。

**○きりき委員** 地域包括支援センターも人材不足ということで、多分報酬の問題が大きいのだろうと思うわけであるが、そこを別の方向で人材不足を解消していこうというのは、現場としてはなかなか厳しい方向性かと思っていた。職種を各地域包括支援センターごとにまとめて、それぞれ全体の中で職種を賄うことができれば大丈夫だという方向だと思うが、地域包括支援センターはそれぞれ別法人で、当然雇用契約もそれぞれだと思う。そういった中で、では、どこの法人がどの職種を雇用して、どこの法人がどの職種を雇用するというルールづけの部分で結局大きい資本のところしか生き残らないような形になってしまうと地域福祉にとってもデメリットが大きいのではないかと思うが、どのような形になるのか。

**○五味田高齢支援課長** その部分については、改正の中にも1つのセンターに2職種は必ず配置しろということになっているので、2職種になった場合には全域でサポートすることと、基幹型包括支援センターが市役所内にあるので、そちらの部分はサポートできるかと考えている。

**○きりき委員** つまり今、地域包括支援センターが6個ある中で、全ての中で全体の数専任の職種を賄えればよくて、例えばどこか1か所の地域包括支援センターが社会福祉士を雇用することができないようなことがあった場合には、その部分に関しては基幹型が雇用するから大丈夫だという話を今されたかと思うが、そういう認識でよいのか。

**○五味田高齢支援課長** 基幹型で雇用するのではなく、雇用はあくまでもそれぞれの法人でもらうことになる。職種が足りないところについては、複数圏域でその内容について例えば相談に応じられない等困ったことがあれば、基幹型と一緒に相談に応じて対応していくという意味である。

**○伊藤健康福祉部長** 基本的には3職種確保することが大原則になっている。ただ、今、きりき委員ご指摘のとおり様々ところで特に主任介護支援専門員の確保が非常に難しい中では、2職種を置くことによって保護をしていくことができるようになっていくわけである。基本的にはご指摘のとおりそれぞれの法人がそれぞれしっかり人員を確保することになってくる。

**○きりき委員** そうすると、例えば今回その主任介護支援専門員の雇用が難しいことに限定して話をすると、それ以外の職種の人材さえ確保できれば、地域包括支援センター運営協議会で認めてくれれば、地域包括支援センターの運営を認めるようにするという、その要件を緩和するような考え方になるのか。

**○伊藤健康福祉部長** やむを得ない場合はそういうことが可能になるということだと思う。基本的には各法人は主任介護支援専門員に準ずる方として保健師や社会福祉士は確保できていると考えている。一方、現実的には市役所の基幹型地域包括支援センターのようなところは主任介護支援専門員の確保が非常に難しい。居宅介護支援事業所を市役所では現在設けていないので、いわゆるケアマネさんを市役所に雇用して、そこの相談をした方が5年以上たって研修を受けたから主任ケアマネになるというやり方をとることができない。したがって、今までは社会福祉協議会から出向という形で主任介護支援専門員を確保することができていたが、そこがなかなか難しくなってしまった中では、基幹型には現在社会福祉士の資格を持つ者が配置されているので、現状主任ケアマネを市役所に確保することが困難な中で、地域の各包括支援センターの主任ケアマネの方のご協力を得ながら市の基幹型地域包括支援センターの役割を果たしていこうと

というのが、この改正の趣旨に沿った多摩市の大きな狙いである。

**○きりき委員** 主任介護支援専門員の確保が難しいというのは各居宅介護支援事業所も同じことであり、当然市も大変だろうと思うが民間も同じように苦しんでいるわけで、それに関して市が雇用しないで何とか賄えるように基準を変えるというだけで民間の方はそのまま頑張っしてほしいということだと民間の方にとってはかなり苦しい状況が続くと思うので、そういった状況がわかっているのであれば、主任介護支援専門員の資格取得なり運営基準なりといった部分に関して、地域の介護基盤を守るという意味でぜひ支援を積極的にお願ひしたいと思う。お願ひする。

**○伊藤健康福祉部長** ご指摘のとおりだと思う。それについては全国市長会等で国に要望を出しているところである。一方、今私の説明が少し足りなかったところもあるかと思うが、決して民間の主任ケアマネの確保を支援していかないというわけではなく、何で市は主任介護支援専門員に限ってというところであれば、ご存じのように主任介護支援専門の本来業務は基本的に地域のケアマネージャーの育成支援を担っているというのが一番大きなところだと思っているので、基幹型地域包括支援センターにおける主任ケアマネの役割としては虐待等の重篤な問題にいかにかチームとして対応していくかであるという中では、地域の主任ケアマネさんの協力を得ながらの対応が基本的にできていけるという考え方がそこにはあることをご理解いただければと思う。

**○藤原委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○藤原委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件12、内閣府S I P移動支援モビリティの実証実験について、市側の説明を求める。

**○堀健康まちづくり担当部長** それでは、内閣府S I P移動支援モビリティの実証実験についてご説明させていただければと思う。資料については、サイドブックの総務常任委員会の第4回定例会をお開きいただけるか。総務常任委員会の第4回定例会の協議会1の2点になる。

内閣府S I P、「戦略的イノベーション創造プログラム」の略称になるが、こちらの事業は、総合科学技術イノベーション会議によってS o c i e t y 5.0の実現に向けた社会的課題の解決や日本経済産業競争力にとって重要な課題を設定し、研究事業を採択しているものとなっ

ている。この中で、多摩市も加入しているSWC協議会の取りまとめをしておられる筑波大学の久野譜也教授のほうで、包摂的コミュニティプラットフォームの構築というテーマで令和5年度より研究事業が採択されている。カラーの資料をご覧くださいと思う。こちら字が少し小さくて恐縮であるが、包摂的コミュニティプラットフォームの構築の全体像になっており、こちらでも社会課題を解決するための研究がいろいろなされることになっており、この中でサブ課題のDとして障がい者・高齢者の生きがい向上策を掲げている。今回この中で久留米工業大学の東教授が研究責任者となっている移動の課題を克服し、高齢者や障がい者の自立を促進する外出支援サービスの開発の実証実験について、そのフィールドとして多摩市も協力させていただくこととした。

W o r dの資料をご覧くださいと思う。具体的にこの研究の中では、屋外の移動が難しくなってきた高齢者・障がい者に対して、先進技術である小型自動走行モビリティと声かけロボット、汎用予測の3点で、自宅から400~500メートル程度の周辺への外出を促し、地域、人とつながる機会をふやすようなサービスを実施するための技術開発と、それをういたサービス実証を目指している。

本日、本当はイメージ動画をご用意したかったが間に合わず口頭での説明となり大変恐縮であるが、声かけロボットというのはかわいい雪だるまのような手乗りサイズのロボットになっており、こちらを高齢者のご自宅に置いていただき、例えばたま広報に載っているような近隣のイベントについての情報発信などもしていただき、外出の促進策ということで実施する。また、それをもとに実際に近隣の施設や場所に行きたいとなったら、アプリまたは電話で利用したい日時にモビリティの予約をすると、その日時に近隣のモビリティステーションから最大2人乗りのモビリティが自宅の入り口まで自動走行で来る。それに入り口で乗っていただき、目的地まで送っていただくということである。目的地に着いたら降りていただいて用事をそこでやっていただくということであるが、その間一旦モビリティはステーションに戻り、用事が終わってまたアプリまたは電話で呼ぶとモビリティがそこまで来てくれて、自宅入り口までまた自動走行で送り届けてくれるような形になる。併せて、膀胱の尿量を測定するようなシステムを使い、一定尿量を超えると「そろそろトイレはどうか」というような、もう少し柔らかい言い方だと思うがお知らせをしてくれ

て、トイレの不安を解消する手助けをしてくれる仕組みも取り入れる予定と聞いている。

多摩市は都内でも高齢化率が比較的高く、本市の地形は勾配がある等高齢者や障がい者においても移動の課題が少なからずあるということで、今回の研究開発において特に本市の市域の6割を占めるニュータウン地域で当該サービスの実証を行うことは、S I P側、多摩市側共に有意義ではないかと感じているところである。

今年度であるが、まず来年2月22日に「住み慣れたまちで暮らし続けることを支えるために」をテーマにしたシンポジウムを市内で実施予定としている。また、同じ時期、2月の中・下旬頃に、この小型自動走行モビリティの乗り物が実際に動くかどうかという実証について永山地区、現時点では永山南公園あたりで実施することを予定している。議員の皆様におかれても関係者として試乗できる機会を設けたいと考えているので、こちらは改めて詳細決まり次第ご連絡をさせていただければと思う。その後、来年度後半には、場所がまだ決まっていないが、市内のエリアでサービス全体の実証ができるところまでになるかと思うが、できるように引き続き検討していく予定となっている。

多摩市としても、少子高齢化が進んでいく中で、多世代の多様な生き方が実現できるよう健幸まちづくりを進めているので、その一環としてこの内閣S I P事業への協力をしていければと思っている。説明は以上になる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田けい子委員。

○池田（けい子）委員 とりあえずこの2月の中旬に行うのはこういうものでお披露目のような3日間だということであり、それを受けて2025年度後半にサービスの実証実験を本格的に検討していくという解釈でよろしいか。

○堀健康まちづくり担当部長 基本的にはそういったことでよいと思っている。2月のときは本当にまだ先生が研究開発をしておられる最中で、実際に道を動かしてみようという実証になり、そこで乗り物がどういったものなのかを見ていただけるかと思う。

○池田（けい子）委員 過去にも多摩市内でこういう自動運転のようなことは大変多くあり、市民がこういうのを見ると、いよいよ多摩市でもこういうことが始まるのだと大変期待してしまうことがあり、私たちもわくわくするが、先ほどお話を聞いたときに半径400メートルぐらいのところへの外出を促すということであるが、これは基本2人乗りということは車道ではなく遊歩道的かと想

像するが、そうなりと行きたいところは非常に限られる。行き場所が、例えば永山の団地内を想像すると、自宅から団地内の商店街までは行くが、市民ホール等へは車道でなければいけなかったりすると、どこでも行けるわけではなく本当に限られた場所に、歩道の中でも遊歩道のある場所に限られると思うが、その辺今後どのような展開になるのかをお伺いしたい。

○堀健康まちづくり担当部長 今回ターゲットとなっているのが、元気にお過ごしになっている方や少しフレイルが進んで寝たきりになってしまっている方ではなく、フレイルが始まって外出が少し難しくなったような方、家の中は歩き回れるのだが外にあえて行くのはなかなか難しい、トイレの不安だったり、外出意欲がそがれたり、足腰の不安で外に出られないという方のラストワンマイルを何とか克服して地域の方とつながっていく、地域の場所とつながっていくようなところをまず目指されていると聞いている。そういう意味では、先ほど申し上げた乗り物も、歩行者扱いの乗り物を今回考えておられて、自動運転のモビリティについても、研究者というかこのチームで考えられていることとしては、例えばバス停まで行くのに必要な乗り物、公民館やコミュニティセンターのようなところに行くための乗り物で、例えば別にやっておられるバスの自動運転、距離の異なる自動運転、そういった複数のものの組み合わせを考えて、どこをまず克服していくかというところのターゲットとして、今回はそのラストワンマイル、近隣までも出られないというところをどうやって克服するかをターゲットにしていると伺っている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 今トイレの不安がというお話もあったり、初めの説明の中でもトイレを促すという話もあったが、多摩市の公衆トイレにはトイレトペーパーがまだ全所に配置されていなくて、実際今試行中だと思うが、一部のトイレに試行的にトイレトペーパーを配置しているような環境だと思うので、実際その尿量を把握したとしても、では、どこに連れていくのか、どうやってトイレの排尿を実施するのかという部分がないとどうしようもないと思うが、そのあたりはどのようにお考えなのか。

○堀健康まちづくり担当部長 外出時のトイレの不安も当然あると思うし、そもそも家を出るタイミングとしてのトイレの不安もあったり、いろいろな場所でのトイレの問題があるかと思う。当然実際に社会実装していく場面になったら、今言われたようなトイレの利用環境の間

題や道の話、いろいろな課題がおそらく出てくると思うので、そういったことも実装に向けての課題として考えながらということになるかと思う。その洗い出しのようなことも多分していく必要があるかと考えている。一応今聞いている感じだと、ポケットベルぐらいサイズのものも膀胱のあたりに多分皮膚に優しい粘着テープ等で直接貼り、妊婦健診で赤ちゃんを見る超音波検診のような仕組みで膀胱の尿量を測定すると。それがアプリとつながっていてお知らせしていただけるような仕組みになるというお話を伺っている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。しのづか委員。

○しのづか委員 今回実証実験を受け入れるということは、当然実装を想定して受け入れるということだと思ふ。

とりあえず社会実験だけやってしまったというのがこの多摩市では多いが、当然その先をきちんとにらんで両課長が来ているのであり、環境整備と交通政策もきちんととして、要は企画倒れにしないでほしいと言いたい。ぜひその辺真剣に取り組んでほしいが、意気込みを伺いたい。

○堀健康まちづくり担当部長 昨日の総務常任委員会でもご指摘を十分にいただいているところである。内閣府のS I P事業自体は全国的なものであるが、今回の東先生の実証に関しては、少なくともこの実証実験については現時点では多摩市のみでやっていただけるということで、全国に先駆けての対応となる。今言われたように、そもそもこのS I Pに採択されている研究事業が社会実装まで見据えて研究開発をしてほしいというものになっているので、そういう意味では多摩市はもちろんそうなのであるが、全国的にもこの仕組みは実装されていくのが目的でやられているので、そこは踏まえながら、今回の実証実験を踏まえて多摩市としてもこういったものを取り入れていくためにどうしていくか検討していきたいと思っている。

○しのづか委員 意見であるが、実験だけが一番に取り組んでもしよがないので、実装を一番最初に多摩市多摩ニュータウンが勝ち取れるよう頑張してほしい。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件13、旧厚生荘病院用地への特別養護老人ホームの移転・建替えについて、市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 報告は口頭でさせていた

だ。タイトルのとおり旧厚生荘病院、多摩市和田にあった病院であるが、こちらは令和3年の12月に閉院している。その後地域でクリニックを開設するという話があったが、一般財団法人愛生会という法人がこの病院を運営していたが、そちらから収益の見通しが立たないのでクリニックの開設は断念するという正式な文書が届けられた。また、その後の病院の跡地についてであるが、同じ医療福祉グループである社会福祉法人大和会、こちらも多摩市にある法人である。そちらに土地を売却し、その後大和会が運営する特別養護老人ホームの移転建て替え用地とするというような考えが示されている。

特別養護老人ホームについては、伊藤健康福祉部長からご説明をさせていただく。

○伊藤健康福祉部長 今、本多保健医療政策担当部長からご説明をさせていただいたとおり、特別養護老人ホーム和光園については、旧厚生総合病院の閉院跡地に移転建て替えを検討しているところである。具体的に8,000平米という土地の広さであるが、伺った話では現状少し高台になっている形状を生かしたまま和光園の移転を考えておられるということである。移転に当たっては、東京都の補助金を活用してあちらに移転するような計画で、細かいところについては今後また法人からお話をいただけると考えている。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 愛生会はそのままで、和光園は移転すると思うが、では、今和光園が建っている土地はその後どうなるのかについての情報はあるのか。

○伊藤健康福祉部長 それについては今後法人で考えられると思っている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。しのづか委員。

○しのづか委員 これ、特別養護老人ホームとしての規模が大きくなるということか。

○伊藤健康福祉部長 今の計画では増床を検討されているということである。いわゆる定員数をふやすことを検討はされているということであるが、実際どのような規模になるのか、昨今の物価高騰等様々な要素があるので、最終的には今後決まってくるかと思っている。

○しのづか委員 増床となれば当然多摩市の割り当てもふえるということか。

○伊藤健康福祉部長 現行多摩市については、いわゆるベッド買いというかベッドを確保するというのではなく、通常の介護保険の入所基準に基づいているので、割

り当てが特にふえるということではない。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 1 時10分再開

○藤原委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 1 時10分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

藤原 マサノリ